



スマートフォン) (以下「スマートフォン」という。)の通信サービス提供については、令和8年8月1日から令和11年3月31日までとする。

(再委託の禁止等)

第6条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 料金の算定期間は前月の算定日から当月の算定日の前日までの期間とするものとする。

(料金の支払)

第10条 受注者は前条に定めた料金の算定終了後、使用数量に第3条第1項に定める契約金額(契約単価一覧合計)を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を1月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第11条 受注者の責めに帰すべき理由により機器等の引き渡しの遅延又は通信サービスの提供が行われない場合に、指定期間経過後相当の期間内に当該業務を実施する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して指定期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、第3条第1項に定める契約金額((契約単価一覧合計)に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。ただし、指定期間経過に係る遅延の場合は、契約単価及び指定期間内の予定業務数量を基に算定した額に消費税及び地方消費税を加算した額に契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。

3 損害金は、端末レンタル料金及び各種料金(以下「通信料金等」という。)、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第10条の規定による通信料金等の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することがで

きる。

(臨機の措置)

第12条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者がこの契約の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第13条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第14条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(予算に係る解除権の留保)

第15条 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができるものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約不適合責任)

第16条 発注者は、機器等の引渡しを受けた後、当該機器等に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることが発見されたときは、受注者に対してその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が履行の追完の催告をし、直ちに履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間若しくは指定期間内又は履行期間若しくは指定期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 正当な理由がないにもかかわらず第16条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

(2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができな

き。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。

(8) 第22条又は第23条の規定によらないで契約解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又は

イのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の任意解除権）

第19条 第17条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第17条又は第18条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、次の各号いずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。

(2) 発注者が法令又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、第8条の規定により業務内容を変更したため推定総金額が3分の2以上減少したときは、直ちに契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第24条 解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する料金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

4 第2項の既済部分の料金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 第17条又は第18条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

6 第19条、第21条又は第22条の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合の損害賠償金）

第25条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、推定

総金額の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 17 条又は第 18 条の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生債務者等

3 第 1 項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(不正行為に対する賠償金等)

第 26 条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、推定総金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為又は同項第 6 号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が推定総金額の 10 分の 2 に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第 1 項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(発注者への報告等)

第 27 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(機器等の返還)

第28条 発注者は、契約の解除によって機器等を受注者に返還する場合には、速やかに機器等を返還するものとする。

(モバイル端末(スマートフォン)通信サービス契約約款)

第29条 この契約書に定めのない事項については、受注者のモバイル端末(スマートフォン)通信サービス契約に係る約款(以下「約款」という。)によるものとする。

2 この契約書と約款において相反する内容がある場合には、この契約書を優先し、発注者及び受注者はこの契約書に従うものとする。

(疑義の解決)

第30条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議して解決するものとする。

(その他)

第31条 この契約書及び約款に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則(昭和39年4月1日規則第28号)によるほか、その都度協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田 紀彦 印

(受注者)

印

別添1 第3条第1項関係

契約単価一覧

内 訳	単 価
	円／1月あたり
	円／1月あたり
	円／1月あたり
	円／1月あたり
	円／1月あたり
	円／1月あたり
	円／1月あたり
	円／1月あたり
	円／1月あたり

初期費用

内 訳	単 価
	円
	円

## 仕 様 書

- 1 件 名  
川崎市立学校用モバイル端末（スマートフォン）使用契約
- 2 履行場所  
川崎市立学校  
別紙1「学校別携帯電話調達台数」（以下「別紙1」という。）のとおり
- 3 数 量  
940台（学校別の台数は別紙1のとおり）
- 4 契約期間  
令和8年8月1日から令和11年3月31日まで
- 5 目 的  
川崎市立学校が使用するスマートフォン通信サービスについて、学校と家庭の連絡に使用することにより、より良い相互関係の構築に資するものとする。
- 6 調達範囲  
本仕様書  
の適用範囲は、以下に示す要件を満たしたサービスを導入するにあたり必要とする全ての作業に関する事項とする。
- 7 仕様
  - (1) サービス種類  
モバイル端末（スマートフォン）通信サービス
  - (2) 対象電話回線及び回線種別  
別紙1のとおり
  - (3) スマートフォンの機種  
下記のスマートフォンの同等品以上とすること。  
ただし、後述のサービス内容及び付加サービスを問題なく使用できるスペックを備えているものに限る。  
スマートフォン機種：AQUOSwish4  
また、端末と同数の液晶保護フィルム、ケースを納品すること。
  - (4) スマートフォンの提供方法  
受託者からのレンタルとすること。
  - (5) サービス内容及び付加サービス等
    - ア 通話品質  
現在川崎市立学校が使用するスマートフォン通信サービスと同等以上の品質を確保できること。  
具体的には各履行場所において事前に電波状況を確認し、電波対策が必要な場合は利用期間開始前までに完了させることを必須とする。なお導入後に周辺環境の変化により電波環境が悪化し、発注者から連絡をした場合、無償で電波の改善対策を実施すること。
    - イ 通話対象  
市内電話、市外電話、県外電話、国際電話、IP電話サービス、携帯電話及びPHSへの通話が可能であること。また、国際電話及び番号案内、衛星電話等を除き、月

ごとの通話料金は通話時間等によらず定額とすること。

ウ 番号ポータビリティ

番号ポータビリティを利用し、現在利用中の番号と同一番号を付すこと。

エ データ通信要件

月ごとのデータ通信容量は5ギガバイト以上とすること。また、月の利用が上限を超過した場合でも、通信を停止せず、通信速度の制限のみで利用できること。

また、データのシェアを不可とする。

オ 故障時等の保守サービス

スマートフォンの故障・破損時については、代替機の無償提供にて対応すること。代替機の発送及び代替元のスマートフォンの返却にかかる費用については、受注者が負担すること。

スマートフォンの紛失・盗難時については、同一電話番号のスマートフォンにおいて端末ごとに半年に1回を上限として無償で代替機を提供すること。

受注者は、スマートフォンの故障・破損・紛失・盗難時に各市立学校からの連絡及び代替機の発送依頼を受け付ける窓口電話番号をあらかじめ設定し、通信サービス提供1か月前までに発注者へ通知すること。

代替機は、学校から連絡を受けた日から最短で翌日、最長で5営業日以内に発注者に到着するよう送付することを目標とする。

カ セキュリティサービス

全てのスマートフォンに、セキュリティソフト又はセキュリティサービスの併用等により、以下のサービスを全て提供すること。

- (1) ウイルスチェック機能
- (2) 危険サイトチェック機能
- (3) 危険 Wi-Fi チェック機能
- (4) 迷惑メッセージチェック機能

キ 端末管理サービスの要件

以下に記載の内容を満たす端末管理サービス (MDM) を納入すること。

No	機能
1	リモートロックができること
2	リモートワイプができること
3	MDM の管理画面は、Web ブラウザにて動作すること
4	MDM 管理者にて階層的にグループの作成・管理が可能であること。
5	MDM については、政府情報システムの為のセキュリティ評価制 (ISMAP) に登録されているクラウドサービスとすること。

ク スマートフォンの管理権限

全てのスマートフォンについて、以下の管理権限を発注者に付与し、操作方法等のマニュアルを作成すること。また、発注者が指定した者について、発注者が指定した以下の電話番号の管理権限を付与すること。

- ・スマートフォン紛失・盗難時に遠隔操作で端末の使用を制限
- ・スマートフォン紛失・盗難時に遠隔操作で端末内容を工場出荷時の状態に初期化
- ・スマートフォンへのアプリ等のインストール制限基準の設定・適用

ケ 導入時の端末キッティングについて

初期導入作業として次の作業を実施すること。

- (ア) 以下の端末添付品をスマートフォン端末1台あたり1セット納品すること。

- ・充電器
  - ・液晶保護フィルム
  - ・端末保護ケース
- (イ) 次の作業を実施すること。
- ・最新 OS へのアップデート
  - ・管理ラベルの作成(内容は「端末電話番号」「『指導課貸与品』」「ヘルプデスク電話番号」とする)
  - ・管理ラベルのスマートフォン端末本体、外箱への貼付
  - ・端末本体への液晶保護フィルムの装着
  - ・端末保護ケースの同梱
  - ・端末のパスコード設定
- (ウ) スマートフォン端末管理サービス (MDM) の初期設定を行うこと。MDM の仕様については、「キ 端末管理サービスの要件」のとおりとする。
- コ サービス構成について  
当調達において、やむを得ない事由により単一のサービスで実現できない場合においては、複数サービスの組み合わせにより可能とすること。
- サ その他
- (ア) 本仕様に基づくサービスを提供する者（以下「提供者」という。）は、サービス開始前までに円滑な通信に必要な準備、処置を行うこととし、その際の費用はすべて見積りに含めること。また、通信会社変更に伴う番号ポータビリティ費用、サービス提供に必要な初期費用についても見積りに含めること。なお、契約期間終了後の端末回収等に要する費用も同様とし、見積りに含めること。
- (イ) 契約締結後、受注者はスマートフォン通信サービスを利用できるよう必要な準備を行うものとし、令和 8 年 8 月 1 日に全回線へのサービス提供を開始すること。  
なお、サービス開始前に発生した基本料金、通話料金及び付加サービス料金について、発注者は負担しない。
- (ロ) サービス提供にあたり、使用するスマートフォンが現行の機種から変更になった場合は、現行スマートフォンから新規スマートフォンに電話帳等の引継ぎができるよう、受注者においてデータ移行手順書を作成するとともに、学校での引継ぎ作業時間が十分に取れるよう、令和 8 年 7 月 1 7 日までに使用機器を発送すること。  
ただし、学校判断により独自に導入しているアプリ等は引継ぎの対象外とする。
- (ハ) 端末への新規のオプション導入時及び新規端末導入時の初期設定等を要する場合は、受注者は、受注者がすでに作成し一般に配布している各種資料を手順書として各市立学校に提供すること。  
なお、各端末の初期設定等は、提供された手順書に基づき各市立学校が行う。
- (ニ) サービス提供に伴い必要となる調査・手続・関係業者との調整等については、原則として受注者が行うこと。
- (ホ) (ア)～(イ)の準備及び発送が終了した後は、発注者に連絡し確認を受けること。
- (ヘ) 故障等が受注者に起因するものであった場合は、当該故障等によって生じた費用を受注者の負担とすること。
- (ヘ) 月ごとの利用料金の請求書及び請求内訳書を発注者に送付すること。

## 8 機密保護

受注者は、本業務で知り得た情報及び資料等は、本事業関係者以外に漏洩しないよう受注者の責任で厳重に管理すること。

## 9 その他

(1) この仕様書に示されていない事項であっても、当然必要と認められる事項は、速やか

に担当職員へ連絡の上、受注者の責任において施行するものとする。

- (2) 万が一不測の事態が生じた場合は、担当職員と協議の上、対応を行なうこと。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとする。
- (4) 当該契約の解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとする。

学校別携帯電話配布台数

学校名	配布台数		
	合計	普通級分	通級指導分
殿町小学校	5	5	0
四谷小学校	4	4	0
東門前小学校	6	6	0
大師小学校	5	5	0
川中島小学校	5	5	0
藤崎小学校	5	5	0
さくら小学校	5	5	0
大島小学校	4	4	0
渡田小学校	6	6	0
東小田小学校	4	4	0
小田小学校	5	5	0
浅田小学校	4	4	0
東大島小学校	4	4	0
向小学校	4	4	0
田島小学校	5	5	0
新町小学校	4	4	0
旭町小学校	5	5	0
宮前小学校	6	6	0
川崎小学校	6	5	1
京町小学校	4	4	0
幸町小学校	5	5	0
南河原小学校	5	5	0
御幸小学校	6	6	0
西御幸小学校	5	4	1
戸手小学校	5	5	0
古川小学校	6	6	0
東小倉小学校	5	5	0
下平間小学校	5	5	0
古市場小学校	5	5	0
日吉小学校	6	6	0
小倉小学校	6	5	1
南加瀬小学校	7	5	2
夢見ヶ崎小学校	4	4	0
新小倉小学校	2	2	0
下河原小学校	4	4	0
平間小学校	6	5	1
玉川小学校	5	5	0

学校名	配布台数		
	合計	普通級分	通級指導分
下沼部小学校	6	6	0
荻宿小学校	5	5	0
木月小学校	4	4	0
東住吉小学校	5	5	0
住吉小学校	5	5	0
井田小学校	6	6	0
今井小学校	5	5	0
上丸子小学校	6	6	0
西丸子小学校	5	5	0
中原小学校	6	6	0
宮内小学校	6	6	0
大戸小学校	6	6	0
下小田中小学校	7	6	1
新城小学校	5	5	0
大谷戸小学校	6	6	0
小杉小学校	6	5	1
子母口小学校	6	6	0
橘小学校	6	6	0
末長小学校	6	6	0
新作小学校	6	5	1
東高津小学校	7	6	1
坂戸小学校	5	5	0
久本小学校	6	6	0
下作延小学校	5	5	0
高津小学校	6	6	0
梶ヶ谷小学校	7	6	1
西梶ヶ谷小学校	5	5	0
久末小学校	6	6	0
上作延小学校	5	5	0
南原小学校	4	4	0
久地小学校	6	6	0
野川小学校	6	5	1
西野川小学校	4	4	0
南野川小学校	7	5	2
宮崎小学校	6	6	0
鷺沼小学校	7	6	1
有馬小学校	4	4	0

学校名	配布台数		
	合計	普通級分	通級指導分
西有馬小学校	6	6	0
富士見台小学校	7	6	1
宮前平小学校	6	5	1
宮崎台小学校	6	6	0
向丘小学校	5	5	0
平小学校	5	5	0
白幡台小学校	6	4	2
菅生小学校	5	5	0
稗原小学校	6	5	1
犬蔵小学校	6	6	0
土橋小学校	6	6	0
稲田小学校	5	5	0
長尾小学校	4	4	0
宿河原小学校	6	6	0
登戸小学校	5	5	0
中野島小学校	6	6	0
下布田小学校	4	4	0
東菅小学校	5	5	0
南菅小学校	4	4	0
西菅小学校	4	4	0
菅小学校	6	6	0
東生田小学校	5	5	0
三田小学校	5	5	0
生田小学校	5	5	0
南生田小学校	7	6	1
長沢小学校	6	5	1
西生田小学校	6	6	0
千代ヶ丘小学校	5	5	0
金程小学校	4	4	0
百合丘小学校	6	6	0
南百合丘小学校	6	6	0
麻生小学校	5	5	0
東柿生小学校	5	5	0
王禅寺中央小学校	5	5	0
真福寺小学校	4	4	0
虹ヶ丘小学校	4	4	0
柿生小学校	5	5	0

学校名	配布台数		
	合計	普通級分	通級指導分
岡上小学校	4	4	0
片平小学校	5	5	0
栗木台小学校	5	5	0
はるひ野小学校	6	6	0

学校名	配布台数		
	合計	普通級分	通級指導分
大師中学校	5	5	0
南大師中学校	4	4	0
川中島中学校	5	5	0
桜本中学校	4	4	0
臨港中学校	6	5	1
田島中学校	4	4	0
京町中学校	4	4	0
渡田中学校	4	4	0
富士見中学校	5	5	0
川崎中学校	5	5	0
川崎高校附属中学校	4	4	0
南河原中学校	4	4	0
御幸中学校	7	6	1
塚越中学校	5	5	0
日吉中学校	4	4	0
南加瀬中学校	5	5	0
平間中学校	5	5	0
玉川中学校	6	5	1
住吉中学校	4	4	0
井田中学校	5	5	0
今井中学校	5	5	0
中原中学校	4	4	0
宮内中学校	6	5	1
西中原中学校	6	6	0
東橘中学校	6	6	0
橘中学校	6	6	0
高津中学校	6	5	1
東高津中学校	5	5	0
西高津中学校	6	6	0
宮崎中学校	6	6	0
野川中学校	5	5	0
有馬中学校	6	6	0
宮前平中学校	7	6	1
向丘中学校	5	5	0
平中学校	4	4	0
菅生中学校	6	5	1
犬蔵中学校	5	5	0

学校名	配布台数		
	合計	普通級分	通級指導分
稲田中学校	6	6	0
枳形中学校	5	4	1
中野島中学校	5	5	0
南菅中学校	4	4	0
菅中学校	4	4	0
生田中学校	6	5	1
南生田中学校	5	5	0
西生田中学校	5	5	0
金程中学校	5	5	0
長沢中学校	5	5	0
麻生中学校	5	5	0
柿生中学校	5	5	0
王禅寺中央中学校	4	4	0
白鳥中学校	5	5	0
はるひ野中学校	5	5	0
川崎高等学校（全日制）	5	4	1
川崎高等学校（定時制）	5	4	1
幸高等学校	4	4	0
川崎総合科学高等学校（全日制）	5	4	1
川崎総合科学高等学校（定時制）	4	4	0
橘高等学校（全日制）	4	4	0
橘高等学校（定時制）	4	4	0
高津高等学校（全日制）	4	4	0
高津高等学校（定時制）	5	4	1

学校名	合計	当初配布数	通級指導分
聾学校	4	4	
中央支援学校	4	4	
中央支援学校（高等部分教室）	3	3	
中央支援学校（大戸分教室）	3	3	
中央支援学校（稲田分教室）	3	3	
田島支援学校	5	4	1
田島支援学校桜校	4	4	
田島支援学校桜校さくら分教室	3	3	
合計	940	904	36